議案第１０６号

臨海部広域斎場組合規約の変更に関する協議

上記の議案を提出する。

令和８年１１月２５日

提出者　世田谷区長　保　坂　展　人

（説明）　臨海部広域斎場組合規約の変更について、臨海部広域斎場組合の組織区と協議するため、地方自治法第２９０条の規定に基づき、本案を提出する。

臨海部広域斎場組合規約の変更に関する協議

臨海部広域斎場組合の経費に係る組織区負担金の算定方法を変更するため、別紙のとおり臨海部広域斎場組合規約（平成１１年１０月２０日東京都知事許可）の変更について、組織区と協議する。

別　紙

臨海部広域斎場組合規約の一部を変更する規約

臨海部広域斎場組合規約（平成 11 年 10 月 20 日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

別表を次のように改める。

別表（第 13 条関係）

区　　分		負担割合等
管理運営経費		100 分の 10 は均等割により、100 分の 90 は利用実績割（当該会計年度の各区の住民の利用実績に基づく使用料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。
建設経費	火葬場整備事業に係る用地取得費及び整備費	火葬炉の利用実績割（前３会計年度に係る各区の住民の利用実績に基づく火葬料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。
	施設整備基金積立金（決算剰余金の積立てを除く。）	利用実績割（前３会計年度に係る各区の住民の利用実績に基づく使用料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。
	地方債の元利償還金	火葬場利用分と葬儀式場利用分とに分けて、火葬場利用分は、火葬炉の利用実績割（前３会計年度に係る各区の住民の利用実績に基づく火葬料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。 葬儀式場利用分は、葬儀式場の利用実績割（前３会計年度に係る各区の住民の利用実績に基づく葬儀式場等使用料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。

付　則

この規約は、令和９年４月１日から施行する。